

第8節

遺された人の苦痛を和らげる取組

自殺や自殺未遂の発生直後に周りの身近な人々の心理的影響を和らげる取組とともに、遺族が心の痛みを分かち合うことができる場

としての自助グループの活動を支援するため、次の施策を行うこととしている。

1 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

厚生労働省では、平成20年3月に「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ「自死遺族ケアに関するガイドライン」を作成し、医療従事者、地域福祉関係者及び遺族支援民間団体を対象とした自死遺族支援に関するシンポジウムを、20年度から開催している。

また、内閣府では、平成20年度から、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分

かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを行う「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」を実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援している。

平成21年度からは、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺族支援に関わる民間団体同士の事例報告会、自死遺児支援のためのプログラムも実施予定である。

参 考

自死遺族支援研修等事業の実施

内閣府では、平成20年度から、自死遺族支援関連の事業を行っています。実施に当たっては、自死遺族支援に全国的に携わっている特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター及び特定非営利活動法人自死遺族ケア団体全国ネットのご協力をいただいています。

平成20年度には、「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」として、「自死遺族支援のための分かち合いの会運営研修」を全国10か所（宮城県、新潟県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、宮崎県）、講習会及び意見交換会を東京都にて開催いたしました。これは、自死遺族のための分かち合いの会を立ち上げたばかりの民間団体及びこれから立ち上げようとする民間団体のスタッフ等に対して、自死遺族のための分かち合いの会運営についての研修等の機会を提供し、民間団体の活動が自立的に運営されるように支援する目的で行ったものです。

平成21年度は、「自死遺族支援研修等事業」として、「自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会」を全国4か所（秋田県、東京都、静岡県、広島県）にて開催し、自死遺族支援に携わる民間団体・地方公共団体等の方に対し、自死遺族のための分かち合いの会の運営等についてスタッフの研修等を実施します。また、講習会、自死遺児支援のためのつどいも開催します。

〈「自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会」プログラム(例)①〉

第1時限目(1日目)	講義「自殺対策の現状と課題～自死遺族支援を中心に」
第2時限目(1日目)	グループワーク 「自死遺族の痛みと課題について学び、どのように支えることができるかを考える」
第3時限目(2日目)	講義とグループワーク「体験を語ること・聴くことについて」
第4時限目(2日目)	講義とグループワーク「分かち合いの場の諸要素と場をつくるスキルを学ぶ」
第5時限目(2日目)	グループワーク「さまざまな立場のかかわり」

〈「自死遺族支援のためのスタッフ養成研修会」プログラム(例)②〉

第1時限目(1日目)	「自死遺族支援の実際と支援者の課題」
第2時限目(1日目)	「全国各地の自死遺族支援および自助グループの現況と課題」
第3時限目(2日目)	「自死遺族支援・自助グループにおける課題を共に考えるグループワーク」
第4時限目(2日目)	『「分かち合いの会」で生じるさまざまなケースからの学び』
第5時限目(2日目)	自治体担当者による発表

全国には、様々な分かち合いの会があり、当事者同士のみグループもあれば、遺族ではない方がスタッフとして活動をなさっているグループ、そして行政が中心となって運営するグループもあります。また、自死遺族支援は、分かち合いの会だけでなく、色々な支援の在り方があります。今後、どのような自死遺族支援が望まれるのかについては、様々なご意見があることから、皆様のご意見に耳を傾け、自死遺族支援団体同士の情報交換の場を設ける等、自死遺族支援の充実に向け、更なる取組を推進していきたいと考えています。

内閣府自殺対策推進室

COLUMN 5

自治体による自死遺族支援についての取組調査

全国の都道府県・政令指定市（以下「自治体」という。）における自死遺族支援への取組状況及び民間団体による自死遺族支援について把握し、国及び自治体における自死遺族支援の推進に役立てるため「自死遺族支援への取組状況に関する調査」を実施しました。

平成21年4月1日時点における全国の自治体の取組について、20年に引き続き調査を実施しましたので、両年を比較することができます（ただし、自治体による分かち合い等のグループ運営につ

図1 自治体による自死遺族支援の取組状況

